

平成17年10月21日

本部各部課長  
各警察署長 殿

三重県警察本部長

非常通報装置の設置及び運用に関する事務取扱要領の制定について（例規通達）

改正 平29（務）第19号、令2務発第974号

対号 非常通報装置の設置及び運用に関する事務取扱要領の制定について（例規通達・昭和54年2月13日（外）第6号（防合同）

非常通報装置による通報については、重要事件等発生の端緒として迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務及び他の警察活動に混乱を生じるおそれがあることから、別添のとおり非常通報装置の設置及び運用に関する事務取扱要領を定め、非常通報装置の運用の適正化を図ることとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

## 別添

### 非常通報装置の設置及び運用に関する事務取扱要領

#### 1 目的

この要領は、非常通報装置の設置及び運用等に関する基準を定め、非常通報装置の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

#### 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### (1) 設置対象施設

- ア 金融機関 銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、労働金庫、農・漁業協同組合等をいう。
- イ 公共的施設 鉄道・電話・電力・ガス・水道等の施設、学校(小学校、中学校、高等学校、大学、養護学校、幼稚園等)、児童福祉施設(保育所、児童養護施設、知的障害児施設等)、病院等をいう。
- ウ 重要防護対象施設 警衛及び警護対象者等の官・公・私邸、核物質、銃砲・火薬類等の取扱い施設等をいう。
- エ その他設置が必要と認められる施設 事案が発生した場合における被害の程度、社会に与える影響等を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が必要であると警察本部長(以下「本部長」という。)が認める施設をいう。

##### (2) 緊急通報を行うべき事案 強盗事件等緊急を要し、通常の110番通報を行うことが困難な事案をいう。

##### (3) 非常通報装置 緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報を、あらかじめ記録された音声又はデータにより、地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)に送信するための装置をいう。

#### 3 非常通報装置の要件

非常通報装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等による感知に応じて自動的に通報する装置ではないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者がランプ等で確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、設置施設名の通知その他の方法により、当該装置による発信地を認識することができること。
- (4) 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (5) 通信指令業務に支障が生じるおそれがない装置であると認められること。

#### 4 非常通報装置の設置申請等

## (1) 設置申請等の手続き

ア 設置対象施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、非常通報装置を設置しようとする者（以下「申請者」という。）から非常通報装置の設置の申出を受けたときは、次に掲げる書面を正副各1通提出させるものとする。

(ア) 非常通報装置設置申請書（様式第1）

(イ) 設置施設付近の見取図（様式第2）

(ウ) 非常通報装置の取付位置図（様式第3）

イ 署長は、前記アの申請を受理したときは、速やかに非常通報装置の設置に関する調査書（様式第4）に定める各事項について調査し、必要な意見を付した上で、申請者から提出された書面の正本各1通とともに、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）を経て本部長に報告するものとする。

ウ 通信指令課長は、前記イの報告に基づき、設置の可否について本部長の承認を受けるものとする。

エ 通信指令課長は、本部長の承認があったときは、署長を経て非常通報装置設置承認書（様式第5）を申請者に交付するものとする。

なお、不承認の場合には、署長を経てその旨及び理由を申請者に連絡するものとする。

## (2) 運用開始の手続き

ア 署長は、設置の承認を受けた者（以下「設置者」という。）が非常通報装置の運用を開始するときは、5日前までに運用開始届（様式第6）を正副各1通提出させ、正本を通信指令課長を経て本部長に報告するものとする。

イ 通信指令課長は、設置者と調整の上、運用開始前に開通試験を行うものとする。

## 5 承認事項の変更

署長は、設置者から、非常通報装置の運用等に関して変更の申出を受けたときは、事前に非常通報装置変更届（様式第7）を正副各1通提出させ、正本を通信指令課長を経て本部長に報告するものとする。この場合において、当該変更事項が前記3に掲げる要件に満たないときは、通信指令課長は設置者に対して必要な指導を行わなければならない。

## 6 通報装置の廃止

署長は、設置者から非常通報装置の廃止の申出を受けたときは、非常通報装置廃止届（様式第8）を正副各1通提出させ、正本を通信指令課長を経て本部長に報告するものとする。

## 7 非常通報装置の運用及び保守管理

### (1) 設置者の遵守事項

通信指令課長は、設置者に対して次に掲げる事項を遵守させ、非常通報装置の運用及び保守管理の適正を期するものとする。

ア 設置施設の職員に対し、非常通報装置は緊急通報を行うべき事案に限り使用できる旨を徹底すること。

イ 非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的を受け、その結果を記載した書面を保管すること。

ウ 設置施設ごとに運用責任者（当該施設関係者に限らず防犯知識等を有する者を指定することができる。）を指定し、開通試験、誤報防止の措置等、非常通報装置の運用及び保守管理について、設置者の任務を補助させること。

(2) 誤報に対する措置

通信指令課長は、非常通報装置の誤報があったときは、設置者に誤報原因の究明及び再発防止のための措置を講じさせ、その結果を記載した非常通報装置誤報措置報告書（様式第9）を署長を経て正副各1通提出させ、正本を本部長に報告するものとする。

8 設置申請書等の保管

非常通報装置の設置申請、運用等に係る書面については、非常通報装置の廃止までの間、正本を通信指令課長が、副本を署長が、設置施設名、所在地等を記載した索引を付してそれぞれ保存するものとする。

9 経過措置

この要領の施行の際、現に対号例規通達により非常通報装置の設置に係る承認を受けている者は、この要領の規定により承認を受けたものとみなす。

年 月 日

三重県警察本部長 殿

申請者 住所  
氏名

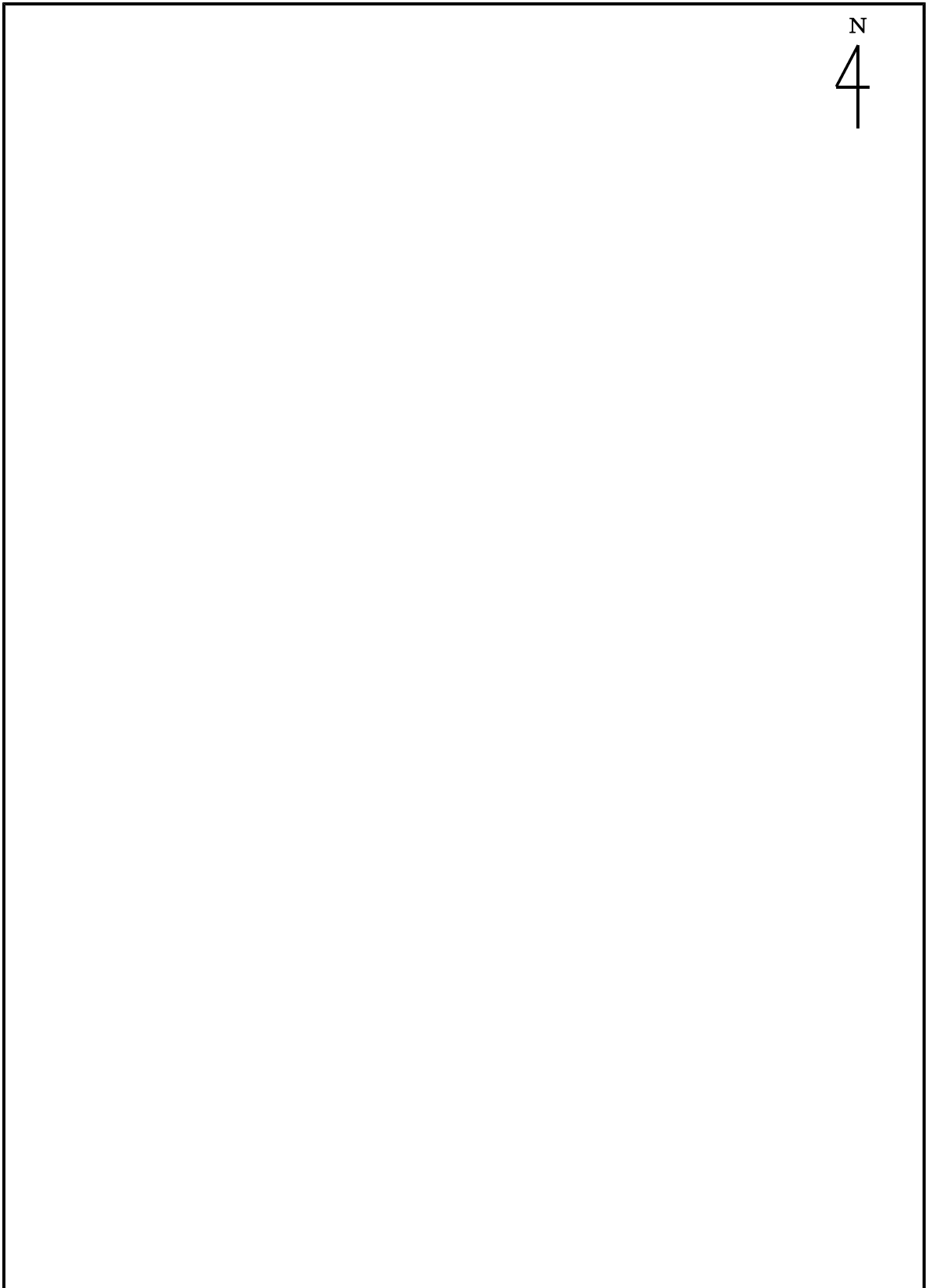
**非 常 通 報 装 置 設 置 申 請 書**

非常通報装置の設置について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置施設名
- 2 設置施設所在地
- 3 運用責任者  
(氏名又は役職名等)
- 4 機器の形式                      非常通報装置                      形
- 5 保守者(施行者)                      電話(                      )                      局                      番
- 6 通報録音文
  
- 7 接続電話番号                      (                      )                      局                      番
- 8 連絡電話番号                      (                      )                      局                      番
- 9 運用開始予定日                      年                      月                      日

設置施設付近の見取図



(注) 半径500メートルの範囲を基準とし、道路及び主要目標等を表示する。

## 非常通報装置の取付位置図

設置施設名

( 階)

(注) 施設の平面図に非常通報装置本体等の取付位置をア～オとして記載する。

- |            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| ア 非常通報装置本体 | イ 発報確認ランプ | ウ 通報用ボタン |
| エ 逆信受理電話機  | オ 防犯カメラ等  |          |

年 月 日

三重県警察本部長 殿

警察署長

非常通報装置の設置に関する調査書

年 月 日付け非常通報装置設置申請につき調査した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

申請者		住所 氏名 (TEL )
設置場所	設置施設所在地	
	設置施設名	
通報用ボタンの数及び取付位置の適否	防犯上からみた付近の状況	
	営業室	
	その他の場所	
発報確認ランプの数及び取付位置の適否		
非常通報装置以外の防犯装置の有無		
その他必要な意見		



付 加 装 置 の 種 類 ・ 数 ・ 取 付 位 置 の 適 否	事件が発生したことを他の多くの従業員に同時に周知させることができる装置 (発報確認ランプ等)	営 業 室	
		有 人 電 話 交 換 室	
		そ の 他 の 場 所	
	逆 信 受 理 電 話 機	営 業 室	
		そ の 他 の 場 所	
	営業室内の事件内容を具体的に把握することができる装置 (防犯カメラ・デジタルカメラ等)		
そ の 他 の 装 置			

発 第 号  
年 月 日

殿

三重県警察本部長 印

**非 常 通 報 装 置 設 置 承 認 書**

年 月 日付で申請のあった（設置施設名）に係る非常通報装置の設置については、下記の事項を厳守することを条件として承認します。

記

- 1 運用を開始するときは、5日前までに運用開始届正副各1通を所轄警察署長に提出し、三重県警察本部長に届け出ること。
- 2 非常通報装置設置申請書の記載事項及び添付書類の内容を変更するときは、事前に非常通報装置変更届正副各1通を所轄警察署長に提出し、三重県警察本部長に届け出ること。
- 3 廃止するときは、非常通報装置廃止届正副各1通を所轄警察署長に提出し、三重県警察本部長に届け出ること。
- 4 非常通報装置の回線試験を実施するときは、事前に三重県警察本部地域部通信指令課長に申し出ること。
- 5 非常通報装置を活用した防犯訓練を実施するときは、事前に所轄警察署長に申し出ること。
- 6 次に掲げる非常通報装置取扱上の遵守事項の徹底を図ること。
  - (1) 設置施設の職員に対し、通報装置は強盗事件等緊急を要し、通常の110番通報を行うことが困難な事案に限り使用できる旨を指導すること。
  - (2) 通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的に受け、その結果を記載した書面を保管すること。
  - (3) 運用責任者（当該施設関係者に限らず防犯知識等を有する者を指定することができる。）を指定し、開通試験、誤報防止の措置等、通報装置の運用及び保守管理について、設置者の任務を補助させること。

前記6に記載する遵守事項が徹底されない場合には、当該通報装置の廃止を求めることがあります。

年 月 日

三重県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

運 用 開 始 届

年 月 日付けで承認のあった非常通報装置は、下記のとおり開通試験を実施し、  
運用を開始します。

記

1 設置施設名

2 開通試験日 年 月 日

3 運用開始日 年 月 日

年 月 日

三重県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

**非 常 通 報 装 置 変 更 届**

下記のとおり非常通報装置に関して変更したいので、お届けします。

記

1 設置施設名

2 変更予定年月日

3 変更事項

4 変更の理由

(注)「現場付近見取図」等の添付書類の変更については、当該図面を添付すること。

年 月 日

三重県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

**非 常 通 報 装 置 廃 止 届**

下記のとおり非常通報装置を廃止するので、お届けします。

記

1 廃止年月日

2 設置施設名

3 設置施設所在地

4 廃止の理由

年 月 日

三重県警察本部長 殿

報告者

非常通報装置誤報措置報告書

非常通報装置の誤報事案が発生し、再発防止措置を講じたので、下記のとおり報告します。

記

発 生 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
設置施設名及び所在地	
運 用 責 任 者	
原 因	
再 発 防 止 措 置	
そ の 他	